

令和 5 年 5 月 2 日

児童発達支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う対応について（通知）

現在、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とする。）においては、新型インフルエンザ等感染症に位置づけられておりますが、令和 5 年 5 月 8 日をもって、五類感染症に移行することに伴い、これまでの「放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針」及び「児童発達支援および放課後等デイサービス事業所において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等の対応」については廃止し、下記のとおりといたします。

各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

なお、今後の国通知等により、変更があり得ることをご承知おきください。

記

1 国における行動制限等の取扱い

事 項	現 行	令和 5 年 5 月 8 日以降
① 感染症法の位置づけ	新型インフルエンザ等感染症	五類感染症 →麻疹（はしか）、インフルエンザ、おたふくかぜ、手足口病等と同類になる。
② 就業制限・行動制限	感染者：7 日 濃厚接触者：5 日	法律に基づく外出自粛は求められない。 →隔離を実施するかどうかは患者が判断する。
③ 医療費	全額公費負担	公費支援については、期間を区切って継続

2 本市における臨時休業等の取扱い

(1) 感染拡大防止のための臨時休業について

現行	令和5年5月8日以降
事業所で直近3日間が発症日である新型コロナウイルス感染症の陽性者が複数発生した場合、原則、当該陽性者が最後に利用（勤務）した日の翌日から3日間、事業所を臨時休業（市が該当事業所に対して臨時休業要請）	廃止
感染拡大防止の観点から、事業所が自主的に休業することが可能（詳細については、新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援事業所の人員配置等基準に関する取扱いを参照）	継続

(2) 利用者に関する取扱いについて

現行	令和5年5月8日以降
利用者が感染者となった場合、感染症法上の取扱いに基づく行動制限（感染者7日間、濃厚接触者5日間）	国の「感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A」を踏まえ、障害児通所支援事業所は、重症化リスクを有する利用者があることも考慮し、原則として感染者については、治癒するまでの期間、利用を控えるようお願いをする
事業所を利用している子どもが通っている学校・保育所等において、陽性者が発生し、学校・保育所等が休業・休園した場合、当該学校・保育所等に通う利用者に対して、休業・休園期間中は、利用を避けるよう要請	廃止

(3) 利用者又は職員が感染した場合の報告について

現行	令和5年5月8日以降
利用者又は職員に陽性者（濃厚接触者含む）が発生した場合、速やかに子ども福祉課に電話連絡するとともに、報告書を電子メールにて送付（土日、休日、祝日、平日の開庁時間外、年末年始の場合は、報告書のみ）	「事故等が発生した場合の報告及び報告書の提出について」に基づく、インフルエンザ等の感染症等が集団発生した場合の対応と同様の取扱いに変更し、該当する場合には、「事故等報告書」を、子ども福祉課に報告

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に関する相談窓口について

現行	令和5年5月8日以降
名古屋市保健所事業所チーム (050-3613-9621)	受診・相談センター (050-3614-0741)

別紙（令和5年4月24日付健康福祉局新型コロナウイルス感染症室長事務連絡「施設内のコロナ対策相談窓口について」を参照ください。）

3 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援事業所の人員配置等基準に関する取扱いについて

国の「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて（令和3年9月22日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」の取扱いが、令和4年2月22日から当面の間の措置の取扱いとされておりますが、今後の取扱いについては、国から通知がありましたら、改めてご連絡させていただきます。

4 障害児通所支援事業所等におけるサービス継続支援事業等の取扱いについて

国の事業に基づき、障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルス感染症対策として実施している障害児通所支援事業所等におけるサービス継続支援事業、PCR・抗原検査に係る費用補助等については、当面継続する予定ですが、今後の取扱いについては、国から通知がありましたら、改めてご連絡させていただきます。

5 添付資料

- (1) 令和5年4月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」
- (2) 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援事業所の人員配置等基準に関する取扱いについて（令和4年2月22日時点）
- (3) 事故等が発生した場合の報告及び報告書の提出について
- (4) 事故等報告書
- (5) 令和5年4月24日付健康福祉局新型コロナウイルス感染症室長事務連絡「施設内のコロナ対策相談窓口について」